本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第七号）（外務省）

1　外務公務員の子女教育手当の支給額を改定することとした。（第一五条の二関係）

2　在スワジランド日本国大使館等の在外公館の名称及び位置の国名を改めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

3　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとした。（別表第二関係）

4　この法律は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（法律第八号）（国土交通省）

一　奄美群島振興開発特別措置法の一部改正関係

奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長することとした。（附則第一項関係）

二　小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正関係

小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長することとした。（附則第二項関係）

三　この法律は、平成三一年四月一日（一部の規定については、公布の日）から施行することとした。

◇成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第九号）（総務省）

1　法律の有効期限を平成四一年三月三一日まで延長すること及び所要の経過措置を整備することとした。（附則第二項関係）

2　国の負担割合の特例等の対象となる事業に、水資源開発施設（かんがいに係るものに限る。）の改築を追加することとした。（別表関係）

3　この法律は、公布の日から施行するものとした。ただし、国の負担割合の特例等の対象となる事業の追加に関する規定は、平成三一年四月一日から施行するものとした。

◇特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第一〇号）（防衛省）

1　特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の有効期限を五年延長し、平成三六年三月三一日までとした。（附則第二項関係）

2　特定防衛調達についての国の債務負担等に係る経過措置について、所要の規定を整備することとした。（附則第三項関係）

3　附則

㈠　公表に関する経過措置を定めることとした。

㈡　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（法律第一一号）（財務省）

1　個別品目の関税率等の見直し

㈠　ヘキサメチレンジアミン等の基本税率を無税とするとともに、海藻製品の分類変更に伴い、税細分を新設し現行関税率を維持することとした。（関税定率法別表等関係）

㈡　バイオポリエチレンについて暫定税率を設定し無税とすることとした。（関税暫定措置法別表第一関係）

2　暫定税率等の適用期限の延長等

㈠　平成三一年三月三一日に適用期限が到来する暫定税率並びに特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置（牛肉の輸入基準数量の算出基礎の特例を含む。）について、これらの適用期限を一年延長することとした。（関税暫定措置法第二条及び第七条の三～第七条の六等関係）

㈡　乳幼児用調製液状乳の製造に使用されるホエイについて、関税割当制度の対象に追加することとした。（関税暫定措置法別表第一関係）

㈢　平成三一年三月三一日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度）について、適用期限を二年延長することとした。（関税暫定措置法第一三条関係）

3　この法律は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第一二号）（財務省）

1　国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

㈠　国際復興開発銀行に対する出資総額が増額されることとなることに伴い、政府は、同銀行に対し、従来の出資の額のほか、国際復興開発銀行協定第二条第二項(a)に規定する合衆国ドルによる三四億四、四一〇万ドルの範囲内において出資することができることとした。（第二条の二関係）

㈡　政府は、国際復興開発銀行に対して出資する合衆国ドルの一部を、国債で出資することができることとした。（第一〇条関係）

2　その他関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇復興庁組織令の一部を改正する政令（政令第一二六号）（復興庁）

1　復興庁に公文書監理官一人を置くこととした。（第三条関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一二七号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

3　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇外国の国名の表記の整理のための関係政令の一部を改正する政令（政令第一二八号）（外務省）

1　関係政令における外国の国名の表記について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一二九号）（文部科学省）

1　法附則第五条の二第四項の規定による納付金の納付の手続等

㈠　第一〇条（第一項ただし書を除く。）及び第一一条の規定は、法附則第五条の二第四項に規定する残余の額を同項の規定により国庫に納付する場合について準用することとした。この場合において、第一〇条第一項本文及び第一一条中「当該期間最後の」とあるのは、「平成三十年四月一日に始まる」と読み替えることとした。（本則関係）

㈡　法附則第五条の二第四項の規定による納付金は、一般会計に帰属することとした。（本則関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。